

宮城県公報

発行
宮城県 仙台市青葉区
(総務部私学文書課) 1番8丁目3丁
宮城本町 電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定

○形質変更時要届出区域の指定

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

○特定計量器の定期検査の実施

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)

公 告

○開発行為に関する工事の完了(四件)

○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定(二件)

監査委員

○定期監査の結果の公表

正 誤

○宮城県公報第二四六一号別冊中

告 示

○宮城県告示第七百七十六号

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をした。

平成二十五年九月六日

氏名又は名称

代表者の氏名

宮城県知事

村

井

嘉

浩

指定年月日

ページ

株式会社ことこの商店 取締役

日野 良直

十一

東松島市赤井字新川前六番地

平成二十五年八月一日

○宮城県告示第七百七十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十五年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

石巻市吉野町一丁目一番及び一番二

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの該当性

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する。

○宮城県告示第七百七十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見を提出することができる。

平成二十五年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社国分商會

2 所在地 埼玉県熊谷市方吉二六四三番地の一

3 代表者の氏名 代表取締役 姓名 仁郎

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字山田一番三十五

三 新設又は変更の別